

# マルクス・レーイ・ソシエティ主義通信

月刊 1部100円

共産主義者同盟(全国委)  
マルクス・レーニン主義派

# 人民の鬪いが朴を倒した

反動と暴力をもつて人民を圧政の下に強要してきた朴正熙（パク・チヨンヒ）は、十月二十六日、金載圭（キム・チエギュ）ＫＣＩＡ部長によって暗殺された。朴体制は、それを支えていた中枢の内部瓦壊というかたちで倒壊したのである。

発火点とした釜山・馬山における爆発と、まさに「第三の四・一九」へと突き進みつつある南朝鮮労働者人民の闘いは、維新体制そのものの打倒へと向かわざるをえず、予防反革命として遂行された朴暗殺も、そのエネルギーの前に有効なものたりえないであろう。

「帝国主義者たもは今回の事態を」クーデタ  
「」ということでかたづけようとし、又、「韓  
国の支配者たちも崔圭夏を大統領代行にたて、  
朴を「民族中興の英雄」と祭りたて国葬をもつ  
て「平穏」にすまそうと試みている。だが、釜  
山・馬山におこった鬪いの歴史的爆発こそが朴  
体制をふきとばしたのであり、朴なき朴体制が  
人民の鬪いの前になんら力をもたないことは明  
白である。

朴なき朴体制を振り動かす第二の要因は、これまで何度もくりかえして述べてきた、労働者人民の決起の基底にある未曾有の経済危機である。「輸出主導」で「高度成長」をとげてきた「韓」国経済は、今や総破綻をきたしているのである。

第三に、朴なき朴体制は、自らの延命のためには不可避に南北対立激化政策をとるであろうがそれは、米・日帝をもまきこんで、戦争の危機を増大せざるをえない。

に依拠してのみ可能であったのであり、崔圭夏  
大統領代行が経済的混乱の回避を最重要視して  
いるにもかかわらず、強引に自らの権益を守り、  
一層の従属化へとむかわざるをえないであろう。  
かくして、朴なきあとの「韓」国は、文字通  
り動乱の情勢を避けることができない。しかも、  
朴打倒の報を聞き、フィリピンの反マルコス闘  
争の活性化など、各国の反政府闘争が高揚しつ  
つある。このことも又、日米帝の軍事化、暴力  
化を強めざるをえない。

南朝鮮人民の鬪いが、日本資本の多い釜山・  
馬山で爆発したことは決して偶然ではない。新  
たな段階をむかえた南朝鮮人民の鬪いは、反日  
闘争へと発展せざるにはいないのであり、現に發  
展しつつある。

そのような情勢の激化の中であって、自民党

戸村一作 同盟反対 委員長の死去を悼む

の総選挙での敗北一混乱、そして政治的空白と、  
社共は、まったくのふぬけぶりをさらけだして  
いる。彼らの社会愛国主義からすれば、朝鮮情  
勢の激化と、その日本階級闘争への影響などは  
考えの及ぶところではないのである。

日本労働者人民は、今こそ南朝鮮人民の、そ  
して全アジア人民の鬪いに応え、連帯し、総決  
起しなければならない。朴なき朴体制を支え、

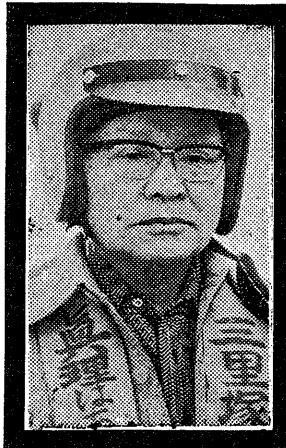
三里塚芝山連合空港反対同盟の委員長である戸村一作氏が、十一月二日、悪性リンパ腫のため死去した。戸村委員長は、今年二月以来、闘病生活を続けてきたのであるが、二期工事決戦の闘争の生涯を閉じたのである。

長の心中は、察するにあまりあるものである。す、闘い半ばで斃れるをえなかつた戸村委員長の心中は、察するにあまりあるものである。

だが、戸村委員長の闘魂は、どんなに拭い去つても消えるものではない。それは、しっかりと大地に根づき、いつまでも権力の恐怖の的となるであろう。戸村委員長のアジテーションは、いつまでも多くの労働者へ是の心をもたらす。

戸林委員長は、一貫して権力との実力闘争の先頭に立ち、共産党や革マル派ともを分かつて闘い続けてきた。その勇姿は、三里塚芝山の農民、そして多くの労働者大衆を奮いたたせ、闘志を燃えあがらせてきた。にもかかわらず

戸村委員長の死を悼み、その遺志を貫く道は  
言うまでもなく、二期工事決戦に勝利し、空港  
を発展すること以外にはありえない。その悲  
け、闘いを力づけるであろう。



## 本号の内容

一〇・三一 狹山に四万

労基法改悪を粉碎せよ

## —第二次ブント総括—

第三集

4  
頁

三頁

2  
頁

## マルクス・レーニン主義通信

# 南朝鮮人民の不屈の一九年

先にも述べたように、朴を倒したものは、釜山・馬山に爆発した南朝鮮人民の力であった。だがその闘いは、言うまでもなく朴体制一八年のなかで蓄積されてきた怒りの爆発以外のなものでもない。朴体制と不屈に闘つてきた南朝鮮人民の、まさに全人民的な成果なのである。

## 四・一九革命と朴のクーデター

十二年余にわたって圧政をしいてきいた李承晩(イ・スンマン)独裁体制は、馬山蜂起に始まつた四月革命によって打倒された。その闘いは、金朱烈(キム・ジュヨル)君などの死者をだしながらも、軍隊、警察と対決し、流血のなかで勝利したのであった。

四月革命の主力であつた学生たちは、その後も張勉(チャン・ミヨン)政権をのりこえ「行こう北へ、来たれ南へ! 会おう板門店で!」のスローガンの下、民族的希求たる民族統一へと突き進みつつあつた。

この気運に恐怖した勢力は、朴を筆頭に、六一年五月十六日に反革命軍事クーデターをひきおこしたのである。それは、ダレスが「米CIAの企図して成功した事例だ」と語つたように、アメリカ帝国主義のあとおしによかくして、四・一九革命は「中断」させられた。だが、四・一九革命を経験した南朝鮮人民は、反革命独裁政権に屈伏することはなかつた。朴政権は、反共を国是とする「国家保安法」、「反共法」を制定し、更にKCI Aを組織するなど徹底して暴力的、強権的手段をもつてしか、自らの政権を維持することができず、常に不安定な本質をもたざるをえなかつたのである。

## 日「韓」条約

日「韓」条約に対して、日本帝国主義による再度の植民地支配を感じつた南朝鮮人民の反対闘争は、六四年の「三・二四デモ」、非常戒厳令の下で、ようやく締結することができたのであった。

だがこの闘争の高まりは、アメリカ帝国主義のベトナムへの本格的侵略とともに「韓」国軍の派兵、そして日本帝国主義の侵出などのかで、鎮静化を余儀なくされ、南北の対立も激しくなつたのであった。

釜山・馬山に爆発した南朝鮮人民の力であつた。だがその闘いは、言うまでもなく朴体制一八年のなかで蓄積されてきた怒りの爆発以外のものでもない。朴体制と不屈に闘つてきた南朝鮮人民の、まさに全人民的な成果なのである。

## 反朴闘争の形成・発展

ベトナムにおけるアメリカ帝国主義の敗北とともに、南朝鮮人民の反朴の気運は再び高まつた。そのひき金となつたのは、朴政権による「三選改悪」(六九年)と、それにもつづく「大統領選挙」(七一年)であった。

「三選阻止」をスローガンとした南朝鮮人民の闘いは、不正がまかりとおる大統領選挙において金大中氏が僅少差に迫るという事態まで生みだしたのである。

七〇年代の闘いは、平和市場の労働者全泰壱(チヨン・テイル)の抗議自殺を発火点に燃えひろがり、労働者の闘いに学生、キリスト教勢力が結合し、他方、金大中氏などをはじめとする民主的人士の闘いとして拡大していった。

七一年の、佐藤栄作訪「韓」を契機とする

反日闘争は、衛じゅ令の発動、「非常事態宣言」の宣布へとそのうねりを継続させ、同時に北朝鮮による七二年の「南北対話」政策によって追いうちをかけられ、朴体制は深刻な危機を迎えたのであった。

それに対処する予防反革命として登場したのが「維新憲法」であり、「維新体制」に他ならない。それ以降は、金大中氏のら致、次の「大統領緊急措置」の発動など、文字通り暴力と反動をもつてのみ朴は自らの体制を維持してきたのであった。

にもかかわらず、南朝鮮人民の不屈の闘魂は、いくつかのうねりを形成してきた。その大きなものは、七三年末から七四年初頭へと広まつた改憲運動であり、それは「四・三決起」へと到つた。更に又、七六年の「民主救國宣言」に始まる民主化闘争は、さまざまなり暴力と反動をもつてのみ朴は自らの体制を維持してきたのであった。

弾圧の下でしつように継続され、東一紡績、YH貿易の労働者などの闘いと結合して、今まで生みだしたのである。

七〇年代の闘いは、平和市場の労働者全泰壱(チヨン・テイル)の抗議自殺を発火点に燃えひろがり、労働者の闘いに学生、キリスト教勢力が結合し、他方、金大中氏などをはじめとする民主的人士の闘いとして拡大していった。

以上見てきたような南朝鮮人民の不屈の闘いは、全人民の中に根づよく蓄積され、まさに拳銃的な闘いとして「朴なき朴体制」を打ち倒するにちがいない。

## △南朝鮮人民の一九年の闘い

|          |                                |          |                                    |          |                                          |
|----------|--------------------------------|----------|------------------------------------|----------|------------------------------------------|
| 60・4・19  | 第四代大統領選挙の不正                    | 71・4・27  | 第七代大統領選挙、朴正熙                       | 71・4・27  | 第一〇〇選、輸出、高度化政策を実現した学生、市民らの反政府デモ、全土的規模拡大。 |
| 60・4・27  | 李承晩、大統領を辞任。                    | 71・8・10  | 広州大団地住民の暴動事件。                      | 71・8・10  | 南北学生代表者会議を開催することを提唱。                     |
| 60・8・12  | 大統領尹潽善が辞任。                     | 71・9・12  | 廣州大団地住民の暴動事件。                      | 71・9・12  | 南北学生代表者会議を開催することを提唱。                     |
| 60・8・23  | 7・28懸念の結果。                     | 71・10・10 | 廣州大団地住民の暴動事件。                      | 71・10・10 | 南北学生代表者会議を開催することを提唱。                     |
| 61・5・5   | ソウル大学はる一九大卒が参加し、民連統一全国運動委員会設立。 | 71・10・11 | 廣州大団地住民の暴動事件。                      | 71・10・11 | 南北学生代表者会議を開催することを提唱。                     |
| 61・5・16  | 軍事クーデター、朴正熙が大統領と元首に就任。         | 71・11・12 | 南北共同声明発表。                          | 71・11・12 | 南北共同声明発表。                                |
| 61・7・3   | 国家再建緊急委員会設立(軍事委員会)。            | 71・12・6  | 国家非常態宣言。これと並んで、朴正熙が大統領と元首に就任。      | 71・12・6  | 南北学生代表者会議を開催することを提唱。                     |
| 64・6・3   | ソウル市内一八大学生の学園委員会設立。            | 72・1・1   | 南北共同声明発表。                          | 72・1・1   | 南北共同声明発表。                                |
| 65・6・22  | 日本公使館襲撃事件。                     | 72・1・12  | 南北共同声明発表。                          | 72・1・12  | 南北共同声明発表。                                |
| 65・8・26  | 日韓条約批准拒否を告げた。                  | 72・1・22  | 維新憲法下の初代(通算第八代)大統領に朴正熙選出される(在任期間)。 | 72・1・22  | 維新憲法下の初代(通算第八代)大統領に朴正熙選出される(在任期間)。       |
| 66・7・26  | 南北共同声明発表。                      | 73・6・28  | 南北の国連同時加盟など。                       | 73・6・28  | 南北の国連同時加盟など。                             |
| 69・7・26  | 第三回日韓定期開港化。                    | 73・8・9   | 金英柱、南北調節委員会設立。                     | 73・8・9   | 金英柱、南北調節委員会設立。                           |
| 70・1・1   | 「馬山事件由田事件」の作成。                 | 74・1・8   | 朴正熙が大統領と元首に就任。                     | 74・1・8   | 朴正熙が大統領と元首に就任。                           |
| 70・6・2   | 内務省補助金をもつた。                    | 74・4・3   | 全国民主青年学生連盟主導による改憲運動。               | 74・4・3   | 全国民主青年学生連盟主導による改憲運動。                     |
| 70・7・21  | 朴正熙が大統領と元首に就任。                 | 74・8・15  | 文世光事件。                             | 74・8・15  | 文世光事件。                                   |
| 70・10・17 | 朴三選への賛成。                       | 74・8・20  | 朴正熙が大統領と元首に就任。                     | 74・8・20  | 朴正熙が大統領と元首に就任。                           |
| 70・11・13 | ソウル市内和専事件。                     | 75・5・13  | 大統領選舉投票率第1位。                       | 75・5・13  | 大統領選舉投票率第1位。                             |
| 70・12・23 | 韓日親善のため、金正日が日本を訪問。             | 75・5・19  | 金鍾泌内閣總辭職、崔昌浩内閣成立。                  | 75・5・19  | 金鍾泌内閣總辭職、崔昌浩内閣成立。                        |
| 70・12・23 | 朴正熙が大統領と元首に就任。                 | 75・12・19 | 金鍾泌内閣總辭職、崔昌浩内閣成立。                  | 75・12・19 | 金鍾泌内閣總辭職、崔昌浩内閣成立。                        |

以上の「民主化闘争」は、第一回日韓定期開港化。

内務省補助金をもつた。

朴正熙が大統領と元首に就任。

南北共同声明発表。

南北共同声明



## マルクス・レーニン主義通信

# 「男女雇用平等法」を要求する社共に反対し 労基法改悪策動を粉碎せよ

政府・労働省は、次期通常国会に、労基法改悪案提出を目論見、改悪を粉碎する闘いはいよいよ重要な段階を迎えている。

昨年十一月の労基研第三小委報告は、母性保護の権利のはく奪をその主要な内容としていた。それは、①生休の全廻の時間外労働・休日労働制限の緩和③深夜業禁止の解除④危険有害業務の就業制限の緩和⑤坑内労働禁止の緩和、等としてうちだされ、のみならず、直接妊娠、出産にかかる保護規定についても改悪が目論まれていたのであった。

他方、報告のもう一つの柱である「男女平等法」制定は、そもそも「男女平等実現のために特別保護撤廃が不可欠」などといふやかしの「平等」論に基づくものであり、現実に現在の不況の中で合理化が進んでいく下での差別・分断されている状態での施行は、一層それを拡大するものでしかありえない。

しかも、「行政的救済制度」をかかげていては、労働者の実力闘争を行政闘争へと解消せしめる狙いをひめているのである。

だが、このような目論見は、今九月五日の労基研第一小委報告を見るならば、労基法全

面改悪の突破口としてあることが明白となつた。それは、民同型労働運動の解体と軌を一にした戦後の既得権はく奪の攻撃であり、労働者の闘いの発生する土じょうそのものの解体を狙い、労使一体化構造を法制的に確立せんとするものである。

そしてそれは、来年三月の労災保険法抜本改「正」として進行しつつある労災・職業病闘争への攻撃にも連なるものである。

以上のことからもわかるように、労基法改悪の攻撃は、労働運動それ自体の解体を最大の目的とし、しかも、それをこれまでの労働運動の限界からして弱い立場を強いられてきた女性労働者を突破口としてなしとげようといふ一大攻撃に他ならない。まさにそのような具体的な意味において、改悪に反対する闘いは、全労働者の必須の課題なのである。

だが、以上のような政府・労働省の攻撃に対して、社共は「男女雇用平等法」制定要求一本に闘いをしぼっている。これは、とりもなおさず、政府の攻撃の露払いの役割をはたすことに他ならない。

## △労基研第一小委報告骨子▽

①労働契約の締結および内容—一般に労働契約の内容が不明確なために紛争のおこりやすい労働契約の成立・終了、就業規則の不利益変更、配置転換、出向、制裁、解雇等の基本事項に関わる問題は、個別事例の裁判所の判断だけでは限界があるため、これまでの判例理論から一般的原則を抽出し、法制の整備をはかることが検討されるべきである。

②労働基準法上の労働者—労基法上の労働者であるか否かの判断の難しい事例が多いため、その判断基準の明確化が必要である。

③労働契約が複雑な雇用形態—下請け、出向、派遣店員などの労働契約が複雑な形態になっているものについては、労使間、出向元

・先の会社間、親会社・下請会社間での法律関係の明確化が必要であり、そのための行政機関の指導が要請される。

④労働契約に関する拘束的諸制度—解雇については判例・学説により実質的にかなりの制限をうけており、法律により解雇の制限を強化することは問題である。解雇をめぐる紛争については勧告的・調整的機能を有する行政サービスにより簡易迅速な解決を図ることが望ましい。

共産党は、六月に「雇用における男女平等の機会・権利の保障に関する法律」案を発表し、その制定要求に奔走している。社会党は、八月の公聴会において党見解を発表し、その席で総評婦人局事務局長山崎和子は「総評としては当面雇用平等法制定一本にしほって運動を進める」と発言したのであった。

社共は、そもそも「生休は日本の労使関係の後進性と国際的水準よりはるかに劣る労働条件を示すものであり、労働環境の整備すれば生休必要なし」と、改悪に反対する立場すら有していないことを暴露している。

又、社共の立法案は、昨十一・二〇報告とまったく違いないものである。労働者の権利は、常に力関係によって決まるのであり、闘いによって獲得されるのである。それを、「第三者機関」のチェックにあずけるというのは、労働者の立場に立つものでは決してありえない。しかも共産党にいたっては、それを労働省婦人少年局、すなわち政府にあずけるというのだ。

合理性、減量経営の下で、労基法自体がなしへに空文化されている実態の中で、それへの反撃をぬきにした立法要求などは労働者にとって何の役にもたたない。

資本の下であらゆる権利をはく奪されている労働者の生活と生命をかけた闘いと結合し、腐りきってブルジョア組合主義へと変質している民同型労働運動を止揚し、政府・資本家階級の水先案内人になりさがっている社共との闘いを通してこそ、労基法改悪闘争の発展と勝利の道は切り拓くことができる。そしてそれは、当然にも、資本の支配そのものの打倒の闘いへと発展しなければならないのである。

別に新たな機関を設けるなどの解決方法が考えられる。



# 鐵鎖を碎け

●特集「統合にむけた論戦」に対する我々の態度  
その他 婦人労働者の状態・ローラ批判など

「統合にむけた論戦」に対する我々の態度  
その他 婦人労働者の状態・ローザ批判など

# 第3号近刊

手価500円

■諸潮流の再編が進行しているなかで、三  
産同第六回大会の道を選ぶのか、綱領、學  
術、組織上の統合をかちとるのか、これ  
そが最も重要な点である。

創刊号 発売中

## わが同盟の軌跡

500P

第2号 発売中

## 共産同系諸組織の批判

500P

全国書店で発売中

—  
—  
—

上で、現在の見解として、初めに「共産主義＝革命的実践」の立場を確認し、更に、共産主義論、プロ独論が展開され、現代過渡期世界の分析が続き、世界党建設とそれに関連する諸潮流の評価、(国際的)党派闘争と論が進められ、最後に、党的型等が述べられていくのである。

だが、それらはいずれも、極めて簡単に述べられているにとどまり、共産主義を「論」として展開する傾向に歯止めを加えんとしても、抽象的レベルで、結局は、共産主義論－プロ独論に力をさくことになつてゐるのであった（なお、「左派」においても、これら的内容は展開されているのであるが、『烽火』の内容とあわせて、次の項で見る一二・一八路線の同領域の内容と大きくはくくれるもの

点にわたって総括し、「より高次の綱領的意志統一」が要求されると前提を述べている。

最後の点（七回大会の総括）についてだけ、もう少し詳しく見ておけば、前者については、「同時革命戦略の物質的基礎」がアイマイであり、「主体的構造」がし意義的であり、「方法的基礎づけ」がぬけているとしており、後者については、「大衆と権力を基軸関係として、それに（党が）媒介的にいかにかかわるか」という問題のたて方を脱していいとするものである。ここには、日向や『左派』の影響が反映しているといえるであろう。

さて、そのような前提の確認の

総闘争の段階を経て第一次ブントの雑炊性を指摘し、関西ブントの「政治過程論」、「反帝社会主義」の意義と限界を述べ、七回大路線を世界同時革命と暴力の三点にわたって総括し、「より高次の綱領的意志統一」が要求されると前提を述べている。

かかるして、その具体化は、次に  
発表していくことになる五点の考  
るためにゆだねられたのである（こ  
れらは、結局、公けになることは  
なかつたが）。

利か、我々の組織のイデオロギー的、政治的、組織的強化を通じた内実の形成であるということを前提すれば、その試金石は、我々へFとの懲罰として生まれたこの過渡的かつて「Fとの結合に成功するか否かにかかる」と結んでいたのである。

論の自己止揚としての権力形態  
政府形態論、である。

すべきものとして、A世界党、B世界同時革命、C軍事組織をあげている。

と規定し、更に「神奈川F」の  
価に移っている。そこでは、「  
奈川Fは、我々が党の革命一党化  
闘争を単なる政治路線や組織方面の  
問題としてしか提起しきれな  
った結果、第二次ブントの連合並  
的あるいは組合活動家の体質を  
厚に持つてゐることに対する懲り  
として組織された」と概括的な  
定の上で、「致命的弱点」として  
「党=共産主義の母胎」という独特  
の共産主義論と、それに裏づけ  
れた永続世界革命戦争論」をあげ  
ている。

産主義論を総括し、綱領の枠組を確定するとともに、それを基礎づける「資本主義批判」の問題についてくんでいる。その内容は、『資本論』の再把握と宇野経済学批判である。

これら的内容は、まさに一二・一八路線の下書き的意味をもつものといえるであろう（従って、その具体的な評価ははぶく）。

ことになつてゐるのであつた（ならの欠陥も明らかになつたとし、『左派』においても、これらを「イデオロギー的純化、党派闘争、内闘争、党派闘争の問題として理論を扱つておらず、いわゆる理論主義に陥つてゐる点」と指摘し、更に、「日向Fに対する我々の曉領域の内容と大きくはくくれるも次の項で見る一二・一八路線の同が、『烽火』の内容とあわせて、